

7 単身赴任手当

公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給する。

条例第11条の8

(1) 支給要件

次の(ア)から(エ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

(ア) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動・移転」という。）に伴い、住居を移転すること（**転居**）

条例第11条の8
第1項

(イ) やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居すること（**別居**）

規則7-106

「やむを得ない事情」とは、次に掲げる事情であること。

第2条

(i) 配偶者が疾病等により介護を必要とする父母又は同居の親族を介護すること。

(ii) 配偶者が学校等の教育施設に在学する同居の子を養育すること。

(iii) 配偶者が引き続き就業すること。

(iv) 配偶者が自宅（人事委員会の定めるこれに準ずる住宅（注）を含む。）を管理するため自宅に居住すること。

(v) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(i)から(iv)に類する事情

(ウ) 単身で生活することを常況とすること（**単身**）

(エ) 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に在勤する公署に通勤困難であること（**距離制限**）

規則7-106

(i) 「通勤困難」とは、次の基準に該当する場合をいう。

第3条

a 通勤距離が60km以上であること。

b 通勤距離が60km未満で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からaに相当する程度に通勤が困難であると認められること。

なお、「aに相当する程度に通勤が困難である」ものには、通勤時間及び待機時間を合算した時間が2時間を超えることとなるものなどが該当する。

(ii) 通勤距離の算定は、通勤手当にならない最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により徒歩及び通勤手当上の交通機関により通勤するものとした場合の経路について、次のaからcの交通方法の区分に応じて、それぞれ得られる距離を合算する。

平成2年通知
第317号

a 徒歩 地図上の距離

b 鉄道等の交通機関 営業距離

c 船舶 航路距離

(注) 「人事委員会の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅である。

a 職員又は配偶者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

b 職員又は配偶者の扶養親族たる者が所有する住宅、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

(2) 権衡職員

(1)の要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等(1)の職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員に対しても(1)の職員に準じて支給する。

条例第11条の8
第3項

(ア) 国家公務員等であった者から引き続き人事交流等により採用され、これに伴い、住居を移転した職員で、転居以外の(1)の要件をすべて満たす職員

規則7-106

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員として採用（退職した日の翌日に限る。）され（※）、これ

第5条

- に伴い、住居を移転した職員で、転居以外の（１）の要件をすべて満たす職員
- （※）暫定再任用職員として採用された場合にあっては、定年退職した日の翌日における採用に限る。
- （ウ）外国派遣から復帰又は研究休職から復職し、これに伴い、住居を移転した職員で、転居以外の（１）の要件をすべて満たす職員
- （エ）通勤困難とは認められないが、異動・移転後に在勤する公署における職務上の必要性から住居を移転せざるを得ない職員（人事委員会が認めるものに限る。）で、距離制限以外の（１）の要件を満たす職員
- （オ）配偶者のない職員で、異動・移転に伴い転居し、人事委員会の定める事情（注１）により同居していた満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子と別居した職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員
- （カ）異動・移転に伴い転居した後、異動・移転の日から起算して３年以内に人事委員会の定める特別の事情（注２）により異動・移転直前に同居していた配偶者と別居し、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署及び現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤困難と認められる職員で、単身の要件を満たす職員
- （キ）満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、单身以外の（１）の要件を満たす職員
- （ク）（ア）から（ウ）のいずれかと（エ）から（キ）の権衡職員となる事情が重複する職員
- （ケ）その他条例第１１条の８第１項により单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員（注３）
- （注１）「人事委員会の定める事情」とは、次に掲げる事情である。
- a 子が学校等の教育施設に在学すること。
 - b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情
- （注２）「人事委員会の定める特別の事情」とは、次に掲げる事情である。
- a 疾病等により介護を必要とする父母を介護するため、配偶者が直近の転居を伴う異動・移転前に居住した市町村に転居すること。
 - b 学校等の教育施設に入学または転学する子を養育するため、配偶者が直近の転居を伴う異動・移転前に居住した市町村に転居すること。
 - c その他配偶者が職員と同居できないと認められるa又はbに類する事情
- （注３）「人事委員会の定める職員」とは、单身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動・移転前から配偶者のない職員であったものとした場合に（オ）の職員たる要件に該当する職員などをいう。

規則7—106—13
附則第2項

平成2年通知
第317号

（３）支給額（月額）

- （ア）基礎額 30,000円
- （イ）加算額

職員の住居と配偶者等の住居との間の距離（以下「交通距離（注）」という。）が100km以上である職員には、交通距離区分に応じた額を加算する。

条例第11条の8
第2項
規則7—106
第4条

交通距離区分	加算額
100km以上 300km未満	8,000 円
300km以上 500km未満	16,000
500km以上 700km未満	24,000
700km以上 900km未満	32,000

900km以上 1,100km未満	40,000
1,100km以上 1,300km未満	46,000
1,300km以上 1,500km未満	52,000
1,500km以上 2,000km未満	58,000
2,000km以上 2,500km未満	64,000
2,500km以上	70,000

(注) 交通距離の算定は、(1)の(エ)の(ii)の例に準じて行う。

(4) 支給の調整

配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、手当は支給しない。

(5) 支給手続

(ア) 届出関係

要件を具備した日から15日(注)以内

(注) 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。

なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。

- (i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと
- (ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと(単に届出を失念していた場合は当てはまらない。)
- (iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること

(イ) 支給の始期及び終期

要件を具備した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日(注)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。

(注)「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

(ウ) 支給額の改定の時期

額の改定の事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日のときは、その日の属する月)から改定する。ただし、増額の改定の場合は、前記(イ)ただし書を準用する。

(6) 支給方法等

給料の支給方法に準じて支給する。ただし、転勤等により異動した場合には、月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。

平成2年通知
第317号

条例第11条の8
第4項
規則7-106
第6条

規則7-106
第7条

平成2年通知
第317号

規則7-106
第9条

規則7-0第7条

8 住居手当

借家・借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給する。

条例第11条の6

(1) 支給要件

(ア) 自ら居住するため住宅（借間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員で、次に掲げる者以外の者に支給する。

条例第11条の6
第1項第1号

(i) 県職員宿舎規則第7条の規定による有料宿舎を貸与され、貸付料を支払っている職員

(ii) 地方公共団体、その他人事委員会が定める次のものから貸与された職員宿舎に居住している職員

規則7-61
第2条第1号

a 財務大臣又は国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第4条第2項に掲げる各省各庁の長

昭和49年通知
第363号

b 沖縄振興開発金融公庫

c 国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人

d その他県の業務と密接な関連を有する法人等で事務局長が認めるもの

(iii) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅の全部又は一部を借り受けてこれに居住している職員

規則7-61
第2条第2号

(iv) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けてこれに居住している職員

(v) 人事委員会が、前記(iii)、(iv)に準ずると認める次の住宅の全部又は一部を借り受けてこれに居住している職員

昭和49年通知
第363号

a 職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

b 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅

c 職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族たる者が所有する住宅、この者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又はこの者が譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転をしている住宅

なお、(iii) から (v) を図解すると次のようになる。（職員が、これらの住居の全部又は一部を借り受け居住した場合、×印は支給対象外、○印は支給対象であることを示す。）

職員との関係		住居の形態		所有権の一定期間留保の契約による購入	譲渡担保のための所有権の一時的移転
		所有	借り受け		
扶養親族以外の者	配偶者	×	×	×	×
	父母	×	×	×	×
	配偶者の父母	×	×	×	×
扶養親族		×	○	×	×
同居配偶者の扶養親族		×	○	×	×

(イ) 配偶者等が居住するための住宅を借り受けている、次の職員に支給する。

条例11条の6
第1項第2号

(i) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員

<p>(ii) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅（職員が単身赴任の直前に居住していた住宅またはこれに相当する住宅に限る。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (注) 前記(ア)(i)から(v)の住宅は除外される。</p>	<p>規則7—61 第4条 昭和49年通知 第363号</p>
<p>(2) 支給額（月額）</p>	
<p>(ア) 借家・借間に居住している職員</p>	
<p>(i) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p>	<p>条例第11条の6 第2項第1号</p>
<p>(ii) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 $11,000円 + \frac{(家賃の月額) - 23,000円}{2}$ で27,000円を限度とする。</p>	
<p>なお、上記の支給額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	
<p>(注) 家賃に食費等が含まれているため、家賃の額が明確でない場合の家賃の額に相当する額は、次のとおりとする。</p>	<p>規則7—61第7条</p>
<p>a 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額</p>	<p>昭和49年通知 第363号</p>
<p>b 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額</p>	
<p>(イ) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者若しくは単身赴任手当の支給要件に係る子が居住するための住宅を借り受けている場合</p>	<p>条例第11条の6 第2項第2号</p>
<p>(ア) により算出される額の半額（100円未満の端数は切り捨て）</p>	
<p>(3) 支給手続</p>	
<p>(ア) 届出関係</p>	
<p>要件を具備した日から15日（注）以内</p>	
<p>(注) 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。</p>	<p>昭和49年通知 第363号</p>
<p>なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。</p>	
<p>(i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと</p>	
<p>(ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと（単に届出を失念していた場合は当てはまらない。）</p>	
<p>(iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること</p>	
<p>(イ) 支給の始期及び終期</p>	
<p>要件を具備した日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から15日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日（注）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。</p>	
<p>(注) 「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。</p>	
<p>(ウ) 支給額の改定の時期</p>	
<p>額の改定の事実の生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から改定する。ただし、増額の改定の場合は、前記(イ)</p>	
<p>規則7—61第8条</p>	

ただし書を準用する。

(4) 支給方法等

給料の支給方法に準じて支給する。ただし、転勤等により異動した場合には、月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。

規則7—0第7条